

厚生労働大臣の定める揭示事項（施設基準等について）

（2026 年 6 月 1 日現在）

入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。一般病棟には入院患者様 7 人に対して 1 人以上（日勤・夜勤あわせて）の看護職員を配置しております。結核病棟には入院患者様 7 人に対して 1 人以上（日勤・夜勤あわせて）の看護職員を配置しております。地域包括ケア病棟には入院患者様 13 人に対して 1 人以上（日勤・夜勤あわせて）の看護職員を配置しております。当院は、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC 対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5775（基礎係数 1.0584＋機能評価係数Ⅰ 0.4076＋機能評価係数Ⅱ 0.0856＋救急補正係数 0.0259）

当院は中国四国厚生局長に下記の施設基準に適合している旨の届出をおこない、所定の診療報酬を算定しております。

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出 【診療報酬掲載順】

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準 ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 ・ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1
- ・ 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準 ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1 ・ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 ・ 急性期病院 A 一般入院料 (7:1) ・ 結核病棟入院基本料 (7:1)
- ・ 救急医療管理加算 ・ 超急性期脳卒中加算 ・ 診療録管理体制加算 1 ・ 医師事務作業補助体制加算 1 (20:1)
- ・ 急性期看護補助体制加算 (25:1、看護補助者 5 割以上) 【夜間 100 対 1、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算 1】
- ・ 看護職員夜間配置加算 (12 対 1 配置加算 1) ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 ・ 療養環境加算 ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1 ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1 【医療安全対策地域連携加算 1】 ・ 感染対策向上加算 1 【指導強化加算、微生物学的検査体制加算】
- ・ 患者サポート体制充実加算 ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ・ 呼吸ケアチーム加算 ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ データ提出加算 2（医療法上の許可病床数が 200 床以上）
- ・ 入退院支援加算 1 【地域連携診療計画加算、入院時支援加算、総合機能評価加算】 ・ 認知症ケア加算 1
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算 ・ 地域医療体制確保加算 1
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料 1 【早期離床・リハビリテーション加算】 ・ 地域包括ケア病棟入院料 2

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出 【診療報酬掲載順】

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算 ・ 糖尿病合併症管理料 ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料（イ・ロ・ニ） ・ 小児運動器疾患指導管理料 ・ 腎代替療法指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料（1・2・3） ・ 下肢創傷処置管理料 ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算 ・ 救急外来医学管理料 1 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 1 ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 心不全再入院予防継続管理料（1・2） ・ 開放型病院共同指導料 ・ がん治療連携計画策定料 ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料 ・ 医療機器安全管理料（1・2） ・ 歯科治療時医療管理料 ・ 救急患者連携搬送料 2
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料） ・ 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 遺伝学的検査 ・ BRCA1/2 遺伝子検査 ・ 検体検査管理加算（Ⅳ） ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験 ・ 神経学的検査 ・ 経気管支凍結生検法 ・ 画像診断管理加算 1 ・ C T 撮影及び MR I 撮影
- ・ 冠動脈 CT 撮影加算 ・ 心臓 MRI 撮影加算 ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ・ 外来化学療法加算 1 ・ 無菌製剤処理料

- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） ・摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料 ・歯科口腔リハビリテーション料 2 ・多血小板血漿処置
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1） ・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 ・腎代替療法診療体制充実加算 ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ストーマ合併症加算 ・口腔粘膜処置 ・光学印象 ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・椎間板内酵素注入療法 ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 ・上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（単独・併用） ・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除） ・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法） ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方） ・腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・バルーン閉塞下逆行性経静脈の塞栓術 ・腹腔鏡下肝切除術 ・腹腔鏡下腓膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） ・腹腔鏡下仙骨隆固定術
- ・腹腔鏡下仙骨隆固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。）に掲げる手術 ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ・輸血管理料（Ⅰ）
- ・輸血適正使用加算 ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ・歯周組織再生誘導手術 ・レーザー機器加算 ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・放射線治療専任加算 ・外来放射線治療加算 ・高エネルギー放射線治療 ・高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）及び強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。） ・画像誘導放射線治療（IGRT） ・体外照射呼吸性移動対策加算 ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・病理診断管理加算 2 ・悪性腫瘍病理組織標本加算 ・クラウン・ブリッジ維持管理料 ・看護職員処遇改善評価料（54）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5 ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5 ・入院ベースアップ評価料（123） ・歯科技工所ベースアップ支援料
- ・酸素の購入単価

食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。夕食については午後 6 時以降に提供いたします。食事代として以下の金額の負担をお願いしています。

① 一般の方	1 食につき	550 円
② 市町村民税非課税世帯に属する方等（③以外の方）	1 食につき	270 円
過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	1 食につき	220 円
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たさない 70 歳以上の方等	1 食につき	130 円

医療安全対策加算に係る院内掲示について

当院では医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる体制を整備しております。相談希望の方は東館 1 階の相談窓口までお越しください。

情報通信機器を用いた診療について

当院では情報通信機器を用いた診療を行っています。初診の場合、向精神薬の処方はいりません。また、患者さんの状況に応じて対面診療をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。

電子的診療情報連携体制整備加算 1 について

当院では、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムを実施する体制を整備し、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報等その他必要な情報を取得・活用し、診療を行っています。また、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

歯科外来診療における院内感染対策防止について

歯科外来診療における院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師を配置し、院内感染防止対策を実施しています。

歯科外来診療医療安全対策加算 1 について

歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師を配置し、医療安全管理対策を実施しています。緊急時は医科・歯科共同で診療を行います。

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 について

後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや処方の変更等に関して適切な対応ができるように体制を整備しています。なお、医薬品の供給状況に応じて患者さんに投与する薬剤が変更となる可能性があります。

がん性疼痛緩和指導管理料について

緩和ケアに係る研修を受けた医師が配置され、がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを実施する体制を整備しております。

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが、安心・安全に治療を継続するために、専任の医師、看護師、又は薬剤師が常時 1 名以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備し、急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制を確保しています。また、実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

院内トリアージ実施体制加算について

救急部では、院内トリアージを行っています。場合によっては診療の順番が前後する事があります。ご了承ください。

＊トリアージとは？

診察前に専門知識を有した看護師が症状を伺い、患者さんの状態をガイドラインに従って評価し、より緊急度の高い患者さんから優先して治療を行う仕組みです。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分を示した「一般名処方」を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月より、患者さんが後発医薬品のある先発医薬品を希望された場合には、後発医薬品との差額の一部を患者さんが負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されました。

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目、名称のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

長期投薬について

患者さんの状態に応じ、28日以上 の長期投薬を行うことが可能です。

保険外併用療養費について

・初診に係る 特別の料金について

初診の患者さんで他の保険医療機関からの紹介によらず、当該病院に直接来院された患者さんについては初診に係る費用として 医科 7,700 円、歯科 7,700 円を徴収させていただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情（救急車での来院等）により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院にされた場合にあっては、この限りではありません。

・再診に係る 特別の料金について

他の医療機関に対し、文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、自己都合により当院を再度受診する患者さんについては再診に係る費用として医科 3,300 円、歯科 3,300 円を徴収させていただきます。ただし、救急車で来院され診療される方、交通事故、工作中的の事故で受診される方、治験協力者の方、公費負担医療の受給対象の方（ご負担いただく公費もあります）の方はこの限りではありません。

・診療時間以外の時間における 診察について

患者さんの自己の都合により時間外に当院救急診療部を受診された場合、緊急性、重篤性のない軽症の方には、初診・再診にかかわらず時間外診療選定療養費として下記の料金を徴収させていただきます。

区 分	受付時間	金 額
時間外	6：00～8：00 18：00～22：00	2,200 円
休 日	6:00～22：00	3,300 円
深 夜	22：00～6：00	5,500 円

・入院期間が 180 日を超える入院に関する事項（結核病棟除く）

厚生労働大臣の定める状態等以外の患者さんが、通算で 180 日以上入院された場合、180 日目から 1 日につき特別の料金として 1,900 円の自己負担金をいただきます。

・労働災害、公務災害、自賠償請求における 治療食について

労働災害、公務災害、自賠償請求において、当該傷病と関連のない治療食については費用を徴収させていただきます。

○ 特別食加算（食事療養） 1 食につき 76 円

・夕食メニューの選択について

当院では、夕食のメニューに A 献立(基本メニュー)と B 献立(特別メニュー)を用意しています。B 献立を希望される方は、メニューを準備するためにかかる追加費用として、1 食あたり 33 円の負担をお願いしています。

・特別の療養環境の提供について

入院患者さんで当該病棟の特別療養環境室に入室を希望される方は、該当する特別療養環境室ごとに 1 日につき下記の料金を徴収させていただきます。

	料金	病室番号	設備
特別室	14,850 円	東館 510 610 710 810 910	テレビ、ソファークセット、冷蔵庫 ミニキッチン、洗面台、浴室、トイレ ロッカー、電子レンジ、DVDプレーヤー
個室	11,000 円	東館 826 827 926 927	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ、シャワー、ロッカー
	10,450 円	西館 661 761	テレビ、ソファーク、冷蔵庫 ロッカー、洗面台、トイレ、シャワー
	9,350 円	東館 501 601 801 901	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ、シャワー
		東館 727 728	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ
	8,250 円	東館 401 402 403 405 502 503 602 603 701 702 703 718 719 722 725 726 818 819 823 825 918 921 922 923 925	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ
	7,700 円	東館 622 623 625 626 627	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ
	6,600 円	西館 651 652 655 662 752 753 755 762 769	テレビ、テーブルセット、冷蔵庫 洗面台、トイレ
	3,300 円	東館 419	テレビ、保冷库、洗面台
二人部屋	3,850 円	東館 508 517 608 617 618 708 717 720 802 807 817 902 907 917	テレビ、保冷库、洗面台、トイレ
	3,080 円	東館 611 711 811 911	テレビ、保冷库、洗面台、トイレ
	2,530 円	西館 656 759 760	テレビ、保冷库
	2,200 円	東館 416	テレビ、保冷库
四人部屋 準個室	1,100 円	東館 420	テレビ、保冷库、間仕切り家具 トイレ

※室料差額は 1 日あたりの金額です。1 泊 2 日の入院の場合、2 日分の料金となります。

※空調は施設管理上の観点から、病院にて調整・管理しております。

・その他保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。

種 別	項目名	金 額
文書	自院診断書	2,200 円
	生命保険等診断書	5,500 円
	診療費領収証明書(入院・通院毎)	1,100 円/月
その他	CD-R	2,200 円
	診察券 (再発行)	100 円
	オンライン事務手数料(オンライン診療 1 回につき)	550 円/回
	テレビ・冷蔵庫・洗濯機 3 点セット	350 円/日
	テレビ・洗濯機 2 点セット	300 円/日
	冷蔵庫・洗濯機 2 点セット	200 円/日
	洗濯機のみ	500 円/月

※テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 3 点セット、もしくは 2 点セットを契約された方には、「洗濯機」のご利用を無料とさせていただきます。

※その他の文書の料金等につきましては、当院 1 階新患窓口文書係までお問い合わせください。